

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 示

○認定液化石油ガス販売事業者として認定した件	六七	○特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件	六八
○環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令の規定により水域類型の基準値の達成期間及び暫定目標を定める件の一部を改正する件	六七	○貸金業の業務の停止を命じた件	六九
○公共用水域が該当する水域類型を指定し当該水域類型に係る基準値の達成期間を定める件の一部を改正する件	六七	○土地改良区の役員が就退任した旨届出があった件二件	六九
○救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件	六七	○建設業法の規定により建設業の営業の停止を命じた件	六九
○大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定により変更の届出があった件	六六	○公募型プロポーザル方式により契約の相手方を特定する件	六九
○大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件	六八	○市街地再開発組合の事業計画の変更を認可した件	六九
○道路の区域を変更する件二件	六八		
○道路の供用を開始する件二件	六八		
○福島県収入証紙の売りさばき人として指定した件三件	六八		
公告	六九		
○平成十九年三月三十日付け号外第三十六号中	六三		

告 示

福島県告示第六百七十五号

液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号)第三十五条の六第一項の規定により、保安確保機器の設置及び管理の方法についての基準に適合している液化石油ガス販売事業者を次のとおり認定した。

平成十九年十月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 氏名又は名称及び法人にあってはその代表者の氏名
あぶくま石川農業協同組合 代表理事組合長 高原 喜國
- 二 住所
石川郡石川町字当町百九番地八
- 三 認定年月日
平成十九年九月二十八日

(県民安全領域消防保安グループ)

福島県告示第六百七十六号

環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令の規定により水域類型の基準値の達成期間及び暫定目標を定める件(昭和四十八年福島県告示第二百七十三号)の一部を次のように改正する。
平成十九年十月五日

福島県知事 佐藤 雄平

本文中「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和四十六年政令第百五十九号)本則第一項」を「環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項」に改める。

表中「一新田川水系 新田川(新田橋より下流)一B」を「一新田川水系 新田川(新田橋より下流)一A」に改める。
(環境保全領域水環境グループ)

福島県告示第六百七十七号

公共用水域が該当する水域類型を指定し当該水域類型に係る基準値の達成期間を定める件(昭和四十九年福島県告示第二百八十五号)の一部を次のように改正する。
平成十九年十月五日

福島県知事 佐藤 雄平

本文中「環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令(昭和四十六年政令第百五十九号)本則第一項」を「環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条第二項」に改める。

別表中「一夏井川水系 夏井川(好間川合流点より下流)一河川B一ロ」を「一夏井川水系 夏井川(好間川合流点より下流)一河川A一イ」に、「一宇多川水系 宇多川(清水橋より下流)一河川B二」を「一宇多川水系 宇多川(清水橋より下流)一河川A二」に改める。
(環境保全領域水環境グループ)

福島県告示第六百七十八号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、

次の病院を平成十九年十月一日救急病院として認定した。

平成十九年十月五日

名称 所在地

今村病院 双葉郡富岡町大字本岡字関ノ前二四三番地 平成二二年九月三〇日

(健康衛生領域医療看護グループ)

福島県知事 佐藤 雄平
認定有効期限

福島県告示第六百七十九号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成十九年十月五日から平成二十年二月五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県いわき地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及びいわき市商工観光部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十月五日

福島県知事 佐藤 雄平

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称)いわき駅前再開発ビル いわき市平字田町百二十番地

二 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前) いわき駅前地区市街地再開発組合
理事長 金子 哲太郎

(変更後) いわき駅前地区市街地再開発組合
理事長 太田 哲夫

三 変更した年月日

平成十九年六月二十六日

四 届出年月日

平成十九年九月二十五日

五 届出をした者

いわき駅前地区市街地再開発組合

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第六百八十号

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)以下「法」という。)第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成十九年十月五日から同年十一月五日まで福島県商工労働部商工総務領域商業まちづくりグループ、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政グループ及び須賀川市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成十九年十月五日

福島県知事 佐藤 雄平

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
ケーズデンキ須賀川パワフル館 須賀川市崩免二ほか
- 二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要
意見なし。

(商工総務領域商業まちづくりグループ)

福島県告示第六百八十一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成十九年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道新郷 荻野停車 場線	喜多方市高郷町揚津字 丸山乙三二一番一地从 先まで	変更前	七・〇	五一・〇
		変更後	二八・〇	五一・〇

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六百八十二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成十九年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成十九年十月五日

福島県知事 佐藤 雄平

路線名	区 間	変更前変 更後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
喜多方市山都町蓬萊字 下大杉沢二八五八番地		変更前		
		変更後		

一般国道 四五九号	喜多方市山都町蓬萊字 下大杉沢二八五八番地 先から	変更前	A	五・〇〇 二八・〇〇	二五八・〇〇
同	同 市山都町蓬萊字 杏掛峠五三八四番二六 地先まで	変更後	A	七・〇〇 七六・〇〇	二三五・〇〇
同	同 市山都町蓬萊字 大杉沢二八五九番一 地先から		B	四・〇〇	一〇三・〇〇
同	同 市山都町蓬萊字 杏掛峠五三八四番九 地先まで				

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六百八十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県喜多方建設事務所で平成十九年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年十月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道四五九号	喜多方市山都町蓬萊字大杉沢二八五九番一 地先から 同 市山都町蓬萊字杏掛峠五三八四番九 地先まで	平成一九年 一〇月五日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六百八十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の

供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路領域道路企画グループ及び福島県相双建設事務所で平成十九年十月五日から二週間一般の縦覧に供する。
平成十九年十月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
一般国道一一五号	相馬市山上字中井塚二番二五地先から 同 市山上字中井塚二番二五地先まで	平成一九年 一〇月五日

(道路領域道路企画グループ)

福島県告示第六百八十五号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成十九年九月二十日次のとおり指定した。
平成十九年十月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
株式会社郡山 郡山市田村町金屋 平成一九年一〇月一日から平 住所地に同じ
自動車学校 字マセ口五三番地 成二四年九月三〇日まで (出納局公金管理グループ)

福島県告示第六百八十六号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成十九年九月二十一日次のとおり指定した。
平成十九年十月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所
諸岡 要 石川郡石川町字南 平成一九年一〇月一日から平 住所地に同じ
町五八番地の一 成二四年九月三〇日まで (出納局公金管理グループ)

福島県告示第六百八十七号

福島県収入証紙条例（昭和三十九年福島県条例第九十号）第六条第一項の規定により、福島県収入証紙の売りさばき人として平成十九年九月二十五日次のとおり指定した。
平成十九年十月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

氏名又は名称 住所 指定の有効期間 売りさばきの場所

郷田 重男 石川郡浅川町大字 平成一九年一〇月一日から平 住所地に同じ
浅川字本町一一八 成二四年九月三〇日まで
番地
(出納局公金管理グループ)

公 告

公告第五百五十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定による特定非営利
活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。
平成十九年十月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 申請のあった年月日
平成十九年九月十九日

二 名称

特定非営利活動法人シニア情報局ユニティコミュニケーション

三 代表者の氏名

古川 節子

四 主たる事務所の所在地

福島県福島市南町五十番地の三エトワール福島南町マンション五百二二号

五 定款に記載された目的

高齢社会の活性化すなわち社会経済活性化の理念のもと、高齢者の真の自立を促す
ために、世代間のコミュニケーションを培いながら、人、企業、地域がともに考え、
介護されない人生への環境づくりを實踐し、高齢社会の活性化を實現することを目的
とする。
(文化領域県民文化グループ)

公告第五百五十二号

貸金業の規制等に関する法律(昭和五十八年法律第三十二号)第三十六条の規定に基
づき、次のとおり貸金業者の業務の停止を命じた。
平成十九年十月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 商号又は名称 丸正クレジット

二 氏名(法人にあつては代表者名) 柳沼 正三

三 営業所又は事務所の所在地 郡山市安積町荒井字大池北二十五番一号

四 登録番号 福島県知事(四)第一五四七号

五 業務の停止期間 平成十九年九月二十八日から平成二十年一月二十五日までの間

六 業務の停止を命ずる範囲 業務の全部(ただし、弁済の受領及び債権の保全行為を

除く。)

(商工総務領域金融グループ)

公告第五百五十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。
平成十九年十月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

土地改良区の名称
いわき市勿来地区土地改良区

退任した役員

役別 氏名

理事 緑川 武夫

同 澤田 進平

同 高木 修一

同 榎村 稔

同 榎田 忠利

同 蛭田 幸一

同 赤津 正

同 飯島 守男

同 榎田 清一

就任した役員

役別 氏名

理事 緑川 武夫

同 澤田 進平

同 鈴木 栄一

同 蛭田 幸一

同 高木 義信

同 高木 久芳

同 芳賀 利一

同 赤津 正

同 飯島 守男

同 小峯 千松

公告第五百五十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、次の
とおり土地改良区の役員が退任し、及び就任した旨届出があつた。
平成十九年十月五日

(農村整備領域農村計画グループ)

土地改良区の名称
遠野土地改良区

福島県知事 佐藤 雄 平

(農村整備領域農村計画グループ)

退任した役員

役員 氏名

理事 折笠卯三郎

同 鈴木 昌孝

同 平子 洋

同 平子 忠

同 上遠野一彦

同 平子 昭一

同 小沢 弘之

同 根本 昭英

同 佐藤 勤

同 石森 勝利

同 生田目昭夫

同 吉田 好雄

同 柳田万兵衛

同 荒川 武正

同 鈴木 広司

同 渡辺 達也

同 延々紀八郎

同 佐川 正之

同 小野 重佳

同 久野 肇

就任した役員

役員 氏名

理事 鈴木 昌孝

同 平子 忠

同 平子 洋

同 平子 昭一

同 佐川 正之

同 根本 昭英

同 石森 勝利

同 生田目昭夫

同 柳田万兵衛

同 対馬 欣司

同 角田 一栄

住所

いわき市遠野町入遠野字後台二番地

市遠野町入遠野字有実三一番地

市遠野町入遠野字東山一六三番地の二

市遠野町入遠野字羽黒九番地

市遠野町入遠野字関屋五三番地の二

市遠野町上根本字荒神平一三番地

市遠野町上根本字表四八番地

市遠野町上根本字根本一三九番地

市遠野町上根本字川畑一〇〇番地の三

市遠野町根岸字成沢二八番地

市遠野町深山田字稲荷林七四番地の二

市遠野町深山田字内ノ草一九番地

市遠野町滝字表八七番地の二

市遠野町滝字北里保七番地の一

市遠野町滝字鍛冶内三四番地

市遠野町根岸字川畑一〇九番地の二

市遠野町上遠野字前山二五番地

市遠野町上根本字前田一番地の二

市遠野町滝字おもて四二番地

市遠野町深山田字福井二二番地

住所

いわき市遠野町入遠野字有実三一番地

市遠野町入遠野字羽黒九番地

市遠野町入遠野字東山一六三番地の二

市遠野町上根本字荒神平一三番地

市遠野町上根本字前田一番地の二

市遠野町上根本字根本一三九番地

市遠野町根岸字成沢二八番地

市遠野町深山田字稲荷林七四番地の二

市遠野町滝字表八七番地の二

市遠野町滝字川原七番地

市遠野町大平字物見岡一一番地

市遠野町上遠野字寺戸七四番地

公告第五百五十五号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十八条第三項の規定による処分をしたので、次のとおり公告する。

平成十九年十月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 処分をした年月日 平成十九年九月二十五日
- 二 被処分者

1 商号 株式会社光本工務店

2 主たる営業所の所在地 郡山市安積町笹川字北向八十四番地の二

3 代表者の氏名 光本 明充

4 許可番号 福島県知事許可(特一八)第一七七二五号

- 三 処分の内容 建設業の営業の停止命令

1 停止を命ずる営業の範囲

建設業の営業の全部

- 2 期間

平成十九年十月九日から同月十一日までの三日間

- 四 処分の原因となった事実

株式会社光本工務店及び同社の元代表取締役が、同社の業務に関して、法定の除外事由がないのに、平成十四年一月十七日須賀川市にある同社の資材置場において、廃棄物である廃材等約一・〇八立方メートルを焼却した。このことにより、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第百三十七号)に違反するとして、同社及び同社の元代表取締役がそれぞれ罰金二十万円の判決を受け、その刑がそれぞれ確定した。このことは建設業法第二十八条第一項第三号に該当する。

(土木総務領域総務予算グループ)

公告第五百五十六号

夏井川水系及び請戸川水系総合的土砂管理計画(素案)策定業務について、公募型プロポーザル方式により委託者を特定するので、次のとおり公告する。

平成十九年十月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

- 一 業務の概要

1 業務名 夏井川水系及び請戸川水系総合的土砂管理計画(素案)策定業務

2 業務内容 福島県の二級河川及び海岸における河床低下、砂浜後退等の流砂・漂砂に関連した諸課題に対応するための、夏井川水系及び請戸川水系総合的土砂管理計画(素案)の策定

3 業務の仕様等 夏井川水系及び請戸川水系総合的土砂管理計画(素案)策定業務委託仕様書による。

4 履行期間 契約締結の日から平成二十年三月二十四日(月)まで

二 夏井川水系及び請戸川水系総合的土砂管理計画(素案) 策定業務公募型プロポーザル募集要領(以下「募集要領」という。)の配布期間等

1 配布期間 平成十九年十月五日(金)から同年十一月七日(水)まで(土曜日、日曜日及び同年十月八日(月)を除く。)(の午前九時から午後五時まで)

2 配布場所 郵便番号九六〇―八六七〇 福島市杉妻町二番十六号
福島県土木部河川港湾領域河川企画グループ
電話〇二四―五二―一七四八二

3 配布方法 配布場所において手交し、又は郵送する。ただし、郵送による配布を希望する場合は、郵送する封筒の表に「夏井川水系及び請戸川水系総合的土砂管理計画(素案) 策定業務募集要領等請求用封筒在中」と明記し、あて先明記の返信用封筒(日本工業規格A列四番の大きさの用紙が十枚程度入る大きさのものに百四十円分の郵便切手をはったもの)を同封して簡易書留郵便で請求することとし、平成十九年十一月七日(水)までの消印のあるものに限り有効とする。

なお、募集要領については、手交し、又は郵送するほか、福島県土木部河川港湾領域河川企画グループウェブページ(<http://www.pref.fukushima.jp/kasen/kikaku/kikakutop/kikaku.htm>)からダウンロードして入手することが出来る。

三 参加表明・提案書の提出

1 提出期間 平成十九年十月五日(金)から同年十一月十四日(水)まで(土曜日、日曜日及び同年十月八日(月)を除く。)(の午前九時から午後四時まで)

2 提出場所 二の二に掲げる場所に同じ。

3 提出方法 持参又は郵送による。ただし、郵送による場合は、平成十九年十一月十四日(水)まで必着とする。

四 質問書

参加表明・提案書の作成又は提出に関し疑義があるときは、次に定めるところにより質問書を提出し、回答を受けることができる。

1 提出期間 平成十九年十月五日(金)から同月十九日(金)まで(土曜日、日曜日及び同月八日(月)を除く。)(の午前九時から午後四時まで)

2 提出場所 二の二に掲げる場所に同じ。

3 提出方法 持参、郵送又は電子メールによる。ただし、電子メールによる場合は電話で必ず送信確認を要することとし、郵送による場合は平成十九年十月十九日(金)まで必着とする。

4 電子メールのあて先 kasen@pref.fukushima.jp

5 回答 質問書に対する回答は、平成十九年十月三十一日(水)から同年十一月十四日(水)までの間、福島県土木部河川港湾領域河川企画グループウェブページに掲載するほか、希望者には二の二に掲げる場所において回答書を手交する。

五 参加資格に関する事項

参加表明・提案書を提出することができる者は、次に掲げる条件のすべてを満たす者とする。

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 福島県の平成十九・二十年度工事等請負有資格者名簿(測量等)(発注種別が土木設計又は調査のものに限る。)(に登録されている者であること。

3 この公告の日から提案審査の日までに福島県から指名停止を受けていないこと。

4 この公告の日から過去五年間に、国、地方公共団体若しくは独立行政法人土木研究所から次に掲げる業務を受注した実績がある者又は当該業務について研究開発に取り組んでいる者であること。

(一) 流砂又は漂砂の土砂移動に関連する業務

(二) 河床低下又は海岸侵食に関連する業務

5 この業務に係る管理技術者及び担当技術者が常駐する本店、支店、営業所等が青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県又は長野県にあること。

六 提案の無効

五の参加資格のない者のした提案は、無効とする。

七 選定基準及び選定の方法

1 審査事項

募集要領に基づく提案書等の提出書類による審査を行い、そのうちから上位五者程度をヒアリング要請者として選定した後、当該選定された者について提出書類及びヒアリングにより本業務に関する提案を審査し、最も優れた提案者及び次点者を特定する。

2 結果通知

(一) 1により特定された者には、その旨を書面により通知する。

(二) 特定されなかった者には、審査結果を書面により通知する。

八 その他

1 契約の締結 七の1により最も優れた提案者として特定された者と業務委託契約の締結交渉を行う。

なお、その者が、地方自治法施行令第百六十七条の四の規定のいずれかに該当することとなった場合、契約の締結を行わないことがある。この場合は、七の1により次点者として特定された者と当該業務委託契約の締結交渉を行う。

2 その他 詳細は、募集要領による。

(河川港湾領域河川企画グループ)

公告第五百五十七号

都市再開発法(昭和四十四年法律第三十八号)第三十八条第一項の規定により、いわき駅前地区市街地再開発区組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成十九年十月五日

福島県知事 佐藤 雄 平

一 事務所の所在地及び設立認可の年月日

○平成十九年三月三十日付け号外第三十六号中

ページ	段	行	正	誤
一	下	後ろか ら一三	8の (46)	8 8 の (46)
三	下	後ろか ら一四	この訓令	この規則
四	上	九	この訓令	この規則

正 誤

- いわき市平字四丁目十一番地
平成十五年十一月二十五日
変更の内容
- 二
事業施行期間
変更前 平成十五年十二月から平成二十年三月まで
変更後 平成十五年十二月から平成二十年十月まで
事業計画の変更の認可の年月日
平成十九年九月二十八日
- 三

(都市領域まちづくり推進グループ)